

平成 28 年 2 月 25 日
資金管理センター平成 27 年度第 4 四半期における債券取得について
(取得対象債券のマイナス金利状況下での暫定対応)

平成 27 年度再資源化預託金等の運用計画においては、10 年ラダー型資産構成の構築のため、第 4 四半期に年限 10 年債に加え、年限 2 年～9 年債の取得を予定している。

ただし、現在の債券市場においては、取得対象年限債の金利がマイナスとなっているものがあり、計画に沿った債券取得が困難な状況にある。

よって、平成 27 年度第 4 四半期の債券取得について、取得対象債券のマイナス金利状況下での暫定対応について、以下の通りとする。

また、マイナス金利を含む低金利時における再資源化預託金等の資金運用の在り方については、平成 28 年度にあらためて整理検討を行うこととする。

1. 平成 27 年度運用計画に基づく債券取得計画

(1) 債券運用における年度目標

①10 年ラダー型資産構成目標

投資期間を 10 年以内とし、短期から長期までの債券を均等に保有するラダー型の運用を行う。

②新規取得債券の種別構成比目標

運用対象資産である「国債」「政府保証債」の種別構成比は、それぞれの市場における残存年限 10 年債券の種別構成比に準じたものとする。

(2) 第 4 四半期の債券取得の予定

運用月	取得対象年限
1 月～3 月	年限 2-10 年債

※ラダー及び種別構成を揃える

2. 現在の国債金利

現在、残存 2 年から 9 年の国債の金利はマイナス金利となっている。再資源化預託金等の運用においては、元本確保を前提とした運用方針に則りマイナス金利での債券取得を行わないため、上記 1. におけるラダー型資産構成の達成は困難な状況にある。

<10 年利付国債の残存年数別最終利回り(平成 28 年 2 月 23 日時点)>

2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年
-0.206%	-0.206%	-0.194%	-0.175%	-0.171%	-0.161%	-0.119%	-0.059%	0.006%

3. 現状を勘案した当期における債券取得計画

(1) 国債の取得について

① 一部年限において国債の金利がマイナスである場合の対応

プラス金利での購入可能な年限において、一定の残高とする。各年限のラダーの高さに最大で 120 億円程度の差が生じるものの、各年限は既に十分な残高であり、預託金の払渡/輸出返還等の業務に影響は出ない。

② 年限 10 年までの国債の金利がマイナスとなった場合の対応

当期の国債未取得額を運用の基本方針にて運用対象資産 ※として規定されている銀行預金にて管理し、国債の金利がプラスとなり次第、平成 28 年度運用計画に基づき、債券取得を行う。

※資料 4 別紙 2 II. 1. 運用対象資産の範囲参照

(2) 政府保証債の取得について

政府保証債においても金利がマイナスである場合は取得を行わずに、未取得額については銀行預金にて管理する。そのため、今後の金利動向によっては、運用の基本方針に規定される市場における残高比率に準ずるという運用対象資産の構成に適応しない場合がある。

また、平成 27 年度運用計画における「政府保証債」の種別構成比目標を、マイナス金利に起因する国債の未取得額に係る銀行預金も含めた新規運用額に対する構成比目標とする。

(3) 再資源化預託金等を管理する銀行預金の種別について

再資源化預託金等の管理を行う銀行預金については、決済用預金・有利子普通預金・定期預金のいずれかの種別が想定されるが、預金種別ごとの特徴を総合的に勘案し、期間 1 カ月の定期預金により管理を行うこととする。

ただし、安全性の確保ため、資金管理業務規程「運用の基本方針」に基づき、全ての信用格付業者による短期債務格付けが、最上位から二番目未満になった場合には原則解約とし、決済用預金にて管理を行うものとする。また、CDS(クレジット・デフォルト・スワップ。破綻に備えた保険料率)の変動の監視を行うなどのリスク管理体制の強化を行い、随時最適な預金種別を選択するものとする。

なお、定期預金満期毎に国債購入の可否を証券会社への引合いにより確認するものとする。

【参考】各預金種別の特徴

	安全性 信用リスク ※1	効率性 金利 ※2	機動性 ※3 金利回復時の国債取得
決済用預金	◎	△ 付利なし	◎
有利子普通預金	○	○ 0.020%	◎
定期預金	○	◎ 0.025%	○

※1 決済用預金は預金保険制度により全額保護される。その他は破綻リスクを有する。

※2 平成 28 年 2 月 5 日時点での A 銀行のホームページ掲載利回り。

※3 定期預金は、解約時に窓口での手続きを要する。その他は、随時インターネットバンキングによる資金移動が可能。

上記(1)から(3)の対応については、運用の基本方針における元本確保の前提、及び運用対象資産に係る規定の範囲内であることから、運用の基本方針の変更は行わない。

4. 今後の再資源化預託金等の資金運用の在り方について

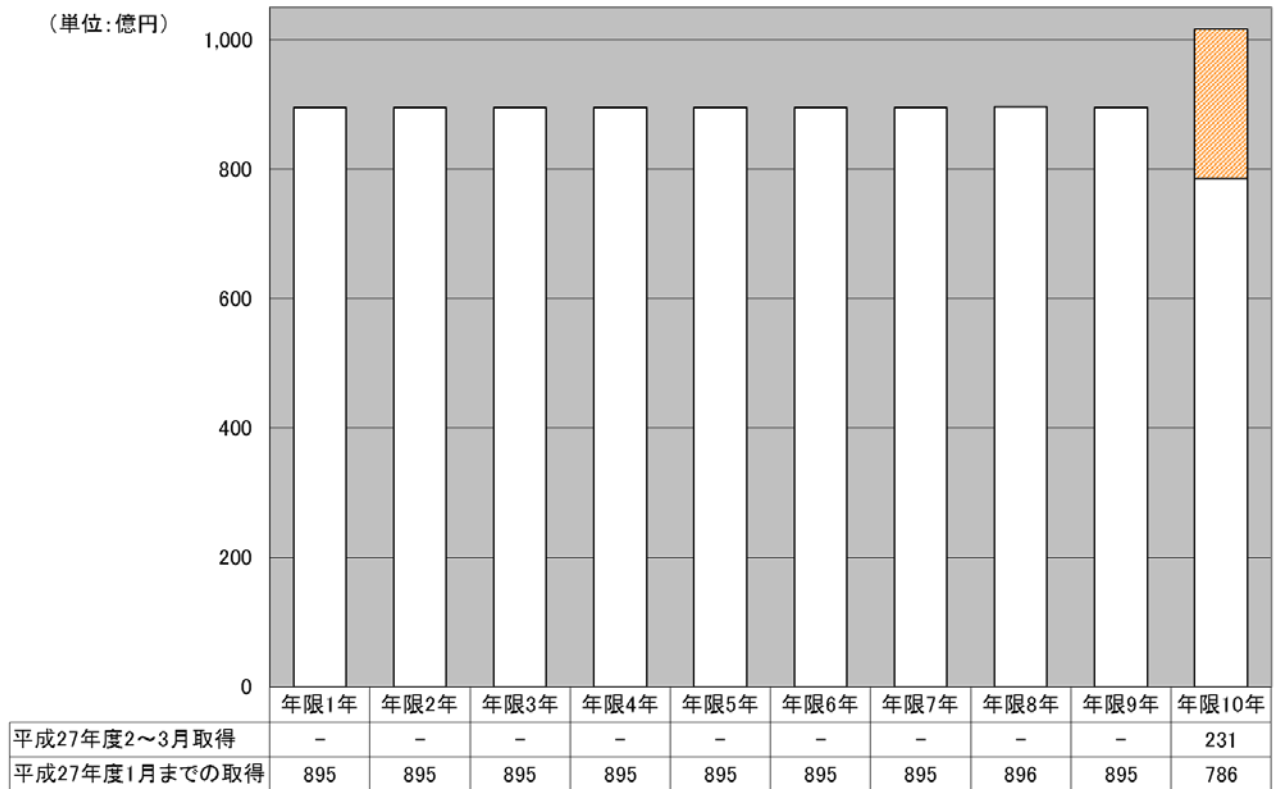
再資源化預託金等の資金運用については、預託金という資金特性上、高い安全性が求められているところである。

日本銀行による金融緩和策の影響から、債券市場における金利水準は法施行当初には想像できなかった水準となっており、平成 28 年度にあらためてマイナス金利を含む低金利時における再資源化預託金等の資金運用の在り方について整理検討し、資金管理業務諮問委員会で審議いただくこととする。

以上

【平成 27 年度末におけるラダー型資産構成イメージ】

① 年限 9 年までの国債の金利がマイナスとなった場合



② 年限 10 年までの国債の金利がマイナスとなった場合 (未取得の 231 億円は預金にて管理)

